

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(耳川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成23年4月	1日
至	平成28年3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第4次地域管理経営計画書

(耳川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成23年4月	1日
至	平成28年3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成23年3月策定、計画期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「④その他」を上記理由により追加変更する。
- (3) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「④ 林道の開設及び改良の総量」の開設路線数並びに開設延長を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本事項 -----	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 -----	1
④ その他 -----	1
(4) 主要事業の実施に関する事項 -----	2
④ 林道の開設及び改良の総量 -----	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」(別冊)によるほか、次の点の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、年齢構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

④ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
水土保全林	国土	土砂流出崩壊防備	○	○	
	保全	気象災害防備 (飛砂、風害、潮害、雪害、霧害等の気象害の防備)	○	○	○
	タイプ	生活環境保全 (防音や大気浄化による生活環境の保全)	○		○
	プ	水源涵養タイプ	○		
森林と人の共生林		自然維持タイプ	○	○	○
		森林空間利用タイプ	○	○	○
資源の循環利用林			○		

(4) 主要事業の実施に関する事項

④林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長数 (m)	箇所数	延長数 (m)
本 計 画	7	<u>19,700</u>	25	4,000
前 計 画	3	1,800	15	3,300

(案)

第4次国有林野施業実施計画書

(耳川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成23年4月	1日
至	平成28年3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成23年3月策定、計画期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(6) 伐採総量」の「(再掲)市町村別内訳」を上記理由により追加変更する。
- (2) 「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。

目 次

2 施業群及び生産群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新量ごとの更新方法及び更新量 ---	1
(6) 伐採総量 -----	1
3 林道の整備に関する事項 -----	3

2 施業群及び生産群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新量ごとの更新方法及び更新量
 (6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地以外	合 計	
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計			
水 土 源 か ん 養 林 タ イ プ	国土保全タイプ	6,860	14,485 (123)	21,345	10,565	216,500	-	216,500
	スギ・ヒノキ普通伐期	-	46,814	46,814				
	スギ長伐期	11,121	95,502	106,623				
	ヒノキ長伐期	3,626	20,405	24,031				
	保護樹帯	-	-	-				
	スギ・ヒノキ複層林	-	1,265	1,265				
	天然林長伐期	-	218	218				
	天然林広葉樹	-	-	-				
	小 計	14,747	164,204 (1,415)	178,951				
計	21,607	178,689 (1,538)	200,296					
森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ	-	5,639 (65)	5,639				
	森林空間利用タイプ	-	- (-)	-				
	計	-	5,639 (65)	5,639				
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ中径材	3,569	780	4,349	1,863	39,500	-	39,500
	ヒノキ中径材	14,444	2,478	16,922				
	スギ大径材	-	8,946	8,946				
	ヒノキ優良材	-	7,420	7,420				
	しいたけ原木	-	-	-				
	天然林広葉樹	-	-	-				
	計	18,013	19,624 (181)	37,637				
合 計	39,620	203,952 (1,784)	243,572	12,428	256,000	-	256,000	
年 平 均	7,924	40,790 (357)	48,714	2,486	51,200	-	51,200	

注 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市町村名	林 地					林地以外	合計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
日 向 市	23,578	66,891	90,469				
美 郷 町	6,761	34,778	41,539				
諸 塚 村	9,281	-	9,281				
椎 葉 村	-	102,283	102,283				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

3 林道の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	開設	椎葉白岩林道 (コヤンパ側)	222～225	<u>2,700</u>	
		上の小屋林道	148、147	<u>3,300</u>	
その他	開設	多武ノ木66林道	66～68	<u>3,600</u>	
		檜葉258林道	254、255	<u>4,600</u>	
		不土野103林道	102	<u>800</u>	
		狼谷104林道	112	<u>3,900</u>	
		多武ノ木74林道	73～74	<u>800</u>	
基幹	改良	椎葉林道	174	400	舗装
		椎葉白岩林道	182、183、185	200	舗装
		多武ノ木林道	70、71	400	舗装
		木浦谷林道	260、261	100	舗装
		矢研林道	77	300	舗装
		椎葉門割林道	169	200	舗装
		不土野林道	107	900	舗装
		檜葉林道	263	200	舗装
		上の小屋林道	123	200	舗装
その他	改良	椎葉林道松ノ坂支線	211、212、213	300	舗装
		松尾林道	251、253	400	舗装
		木浦林道	240	200	舗装
		龍馬林道	64	200	舗装
計	開設			<u>19,700</u>	7路線
	改良			4,000	25箇所